

## 【提案資料】

### 休暇制度の改正について（案）

#### 1. 改正内容

会計年度任用職員の休暇制度のうち、育児時間・子の看護等休暇・短期の介護休暇について、現行の無給の取り扱いから有給に変更する。

※各休暇制度について、その他の制度内容は変更なし

#### 2. 実施時期

令和8年4月1日

#### 【参考】会計年度任用職員の育児時間・子の看護等休暇・短期の介護休暇（現行）

項目	育児時間	子の看護等休暇	短期の介護休暇
対象	全ての会計年度任用職員	週3日以上 または 週以外の期間によって勤務日が定められている者で年間121日以上の勤務日がある職員	週3日以上 または 週以外の期間によって勤務日が定められている者で年間121日以上の勤務日がある職員
概要	生後満1年8週に達するまでの子を育てる職員が、その子の世話のため請求した場合に与えられる休暇	中学校就学始期に達するまでの子を養育しており、その子の看護のため勤務しないことが相当と認められる場合に与えられる休暇	負傷・疾病・老齢により日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため勤務しないことが相当と認められる場合に与えられる休暇
取得対象期間／付与日数	産後休暇が終了した日の翌日（男性職員は子の出生日）から子が生後満1年8週に達する日までの期間	子が中学校就学始期に達するまで 1年度につき5日間 (子が2人以上の場合は10日間)	1年度につき5日間 (被介護者が2人以上の場合は10日間)
単位	1日2回（午前45分・午後45分）※通算して90分の取得も可能 ※勤務時間が4時間45分未満の場合は1回45分	1日又は1時間 ※勤務時間が7時間45分の職員は半日も可	1日又は1時間 ※勤務時間が7時間45分の職員は半日も可
給与	無給	無給	無給